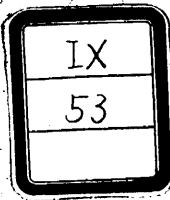


IX-53



地方行政簡素化のための法令の
改廃に関する試案に対する意見

9-4
2-11

1. 教育委員会法について

(1) 總括的問題について

教育委員会法については、その一部改正案を今期
国会に提出すべく準備中である。^(教育委員会法の改正案) ~~その改正は、~~教育
委員会の設置単位、設置時期及び教育委員の選任方
法等に係るものであつて、それはいづれも将来
における教育行政の基本的態度に係るものであるか
ら、教育行政の理念と今後の地方自治行政の在り方
とを勘案して、慎重に検討を加えたいと考えている。
従つて今直ちに提案に対する具体的な意見を述べる
ことは差し控えたい。但し教育委員会の委員を3人
とする^はことは反対であり昭和27年2月17日の閣
議で文部大臣から主張したように、例外として現行
通り5人又は7人とする。機構の簡素化を図る趣旨
は賛成であるが、次長制部長制の問題は、現実の必
要によつて生れたもので、これを^{一極に}廃止することは道
当でない。~~又廃止することは、機構の簡素化として
利益しないものである。~~

(2) 高等学校の通学区域の問題

地方行政簡素化の問題には直接関係がないものと
思料するので意見を申し述べ~~る必要はない。~~

(3) 私立学校及び学校法人を、都道府県教育委員会所管
とすることについて^(現状を以て)反対である。但し、^(必要に応じて)教育委員会制
度の改正と相まつて、十分検討したいと考えている。

2. 教科書の発行に関する臨時措置法について

展示会制度を廃止することは反対である。その理由は
次の通りである。すなわち、教科書展示会制度は、教育
関係者が、多数発行される検定教科書を、同一環境の下
に比較検討し、公正な立場から地方の実情、児童生徒の
能力等に最も適した教科書を選択することができるよう
な機会を設け、且つ売込のための見本の配布による不
必要な経費の濫費を防いで検定制度の健全な発達を図るた
めに設けられた制度である。従つて、この制度が廃止さ
れた場合には、教育関係者が教科書を適正な立場から比
較検討する機会が失われるばかりでなく、発行者間の激
しい売込競争の行われる余地を作り、不祥事件の発生
の原因となることも予想される~~からである。~~ 将来は、図書
館等の恒久施設を利用して常設的な展示会としてゆきた
いと思つている。

3. 教育職員免許法について

免許状の種類^の簡素化については、一般、二級、仮免
許状の種類は、理想としては一般免許状を本体とするが、
一挙に一般免許状を取得できないこと及び教員需給の現
状からいつて、その簡素化は不~~適~~当かつ困難である。

天野 296

授与資格の簡素化については、免許法の問題ではなく、むしろ、それは施行法による旧免許状の切換えの複雑の問題であるが、この切換えも相当程度進行しているので、問題は早晩解消することになると考えられるので、改めて考慮すべき問題ではない。

4 私立学校法について

その趣旨に賛成である。

5 社会教育法及び図書館法について

公民館運営審議会及び図書館協議会等については、私立の公民館及び図書館等を除き、社会教育委員の制度と一体化した新しい制度を考慮中である。しかし、これは社会教育法の改正を俟つて実現したい。その間においては、指導によつて道宜措置したい。

なお、この種委員の定数については、新しい制度の性格に適合し且つ行政簡素化の精神にそつて考えられるべきものである。

6 産業教育振興法について

地方産業教育審議会の廃止に対しては反対である。その理由は次の通りである。すなわち、地方における産業教育振興計画は、地方の立地条件その他の特殊性に応じて樹立されなければならないが、このためには産業界はもちろん各界の有識者の智能を結集しなければならないし、又、教育委員会の権限外である大学及

と
び私立中学校、高等学校を対象とする産業教育振興の標榜
合計画を樹立するためには、知事及び教育委員会双方
の施策の総合調整に貢献するこの種の機関が必要であ
るからである。

